

第 57 期 滋賀地方最低賃金審議会
令和 7 年度 第 4 回滋賀県最低賃金専門部会
議事録

開催日時	令和 7 年 8 月 8 日（金） 8 時 53 分～10 時 22 分
開催場所	滋賀労働局 共用会議室
出席状況	公益代表委員 3 人（定数 3 人） 労働者代表委員 3 人（定数 3 人） 使用者代表委員 3 人（定数 3 人） 事務局 3 人
出席者	公益代表委員 片山聡 木下康代 松田有加 労働者代表委員 相澤三千代 榎並典朗 大西省三 使用者代表委員 池田健 川口剛史 水野透 事務局 青木利彦労働基準部長 足立育弘賃金室長 田原裕子労働基準監督官
主要議題	・ 滋賀県最低賃金の改正決定について（金額審議）
議事録	別紙のとおり

○足立賃金室長

ただ今から、第4回滋賀県最低賃金専門部会を開催いたします。本日はご出席をいただき、ありがとうございます。

本日の委員の出席状況ですが、公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名の計9名のご出席をいただいております。

したがって、最低賃金審議会令第6条第6項の準用規定による同法第5条第2項の規定に基づき、3分の2以上の出席となりますので、本専門部会が有効に成立をしていることを報告いたします。

本専門部会は、第1回本審でも確認したとおり滋賀地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程第7条第1項「ただし書」により、公労使の三者協議の場のみ、「公開」といたします。さらに、同規程第8条第2項及び第3項により、その「議事録」についてもホームページで公開することとなります。

よって、「同運営規程第7条第1項の規定により傍聴の申込みを受け付けたところ、傍聴を希望される方が3名おられましたので、本日、傍聴されていることをご報告いたします。傍聴人の皆様には、お渡ししております「審議会傍聴に当たっての留意事項」に従っていただきますようお願いいたします。

以後の進行を部会長、よろしくお願いします。

○木下部会長

それでは始めさせていただきます。本日はいちおう最後の専門部会となりますので、労使とも結審に向け、ご協力をお願いします。これより労使それぞれと協議を行いたいと思います。

本日は使用者側から個別協議を行います。

協議に当たりまして、使用者側は、どのくらいの時間が必要でしょうか。

○池田委員

10 分後にお願いします。

○木下部会長

それでは、公・使の個別協議を 9 時 05 分から行います。

事務局から控え室について説明をお願いします。

○足立賃金室長

本日の待機していただく部屋は労働者側は 5 階労働基準部長室、使用者側は 3 階の天津労働基準監督署の部屋となります。

それぞれ、職員がご案内いたします。

また、傍聴の方につきましては、4 階打合せ室を用意しておりますので、私のご案内いたします。

それでは、移動をお願いします。

〔労使それぞれに分かれて検討〕

〔個別協議の実施〕

〔専門部会の再開〕

○木下部会長

それでは、専門部会を再開します。

これまで、労使各側と個別協議を重ねてまいりましたが、残念ながら、労使の意見の隔たりが埋まらず、金額の一致には至りませんでした。

したがって、採決をしたいと思います。事務局は、現在の委員の出欠状況を確認してください。

○足立室長

現在の委員の皆様の出席状況は、公益代表委員は、部会長を含め3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名の計9名のご出席です。議決権のある者は、部会長を除いた8名となり、可否同数の場合は、審議会令第6条第6項により準用される審議会令第5条第3項の規定により部会長が決するところによることとなります。

○木下部会長

それでは、滋賀県最低賃金を「時間額 1,080 円。63 円の引き上げ。」としてよろしいか、採決をしたいと思います。

賛成の方は挙手願います。

〔採 決〕

反対の方は挙手願います。

〔採 決〕

賛成5人、反対3人と、賛成多数となりました。

したがって、滋賀県最低賃金は、「時間額 1,080 円。63 円の引き上げ。」として、滋賀地方最低賃金審議会に報告することといたします。

次に附帯決議の有・無について、お伺いします。

○足立室長

これまでの審議の中で委員の皆さまからいただいた意見を基に付帯決議案を作成し、配布させていただいておりますので、これに追加する事項、文章の修正等があれば、ご意見を伺いたいと思います。

○木下部会長

労働者側委員は、いかがでしょう。

○相澤委員

特にありません。

○木下部会長

使用者側委員は、いかがでしょう。

○池田委員

案のとおりでよいと思います。

○木下部会長

今、お聞きした内容から労使の合意に基づき、報告書に附帯決議を記載することとします。

それでは、事務局は、「滋賀県最低賃金の改正決定に関する報告書（案）」を作成してください。

作成にどれくらいの時間が必要でしょうか。

○足立室長

10 分程度いただけますでしょうか。

○木下部会長

それでは、10 時 15 分まで、休会とします。

〔専門部会報告案配布〕

○木下部会長

再開します。

事務局は、「滋賀県最低賃金の改正決定に関する報告書（案）」を朗読してくだ

さい。

○田原監督官

滋賀県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和7年7月8日、滋賀地方最低賃金審議会において付託された滋賀県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和5年10月1日発効の滋賀県最低賃金（時間額967円）は令和5年度の滋賀県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、今回の報告に当たっては、以下のことを強く要望する。

- ① 中小企業、小規模事業者に対し、適切な価格転嫁が進む環境と各種支援策の拡充を早急に対応することを要望する。
- ② 中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、労働生産性を上げるため、設備投資の促進に資する税制や、省力化投資の補助金等による支援の強化を要望する。
- ③ 中小企業への各種支援策・助成金・補助金等について、対象となる事業所の拡大とともに、とりわけ小規模事業者が活用しやすくなるよう、申請手続の簡素化等、より一層の実効性のある支援の拡充や経営支援の一層の強化を要望する。
- ④ いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進するほか、被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むことを要望する。

別紙1

滋賀県最低賃金

1 適用する地域

滋賀県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,080円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

別紙2の朗読は省略いたします。

○木下部会長

ただ今の「滋賀県最低賃金の改正決定に関する報告書（案）」について、ご質問等はありませんか。

〔意見等なし。〕

ないようでしたら、これを滋賀地方最低賃金審議会に報告いたしますので、案を取って、日付欄に本日の日付を入れてください。

最後に議題（2）「その他」として皆様から何かありませんか。

〔意見なし〕

事務局から連絡等ありますか。

○足立賃金室長

この後、午前11時00分からこの会場で、第3回滋賀地方最低賃金審議会を開催いたしますので、ご出席、よろしくお願いいたします。

なお、第3階本審は、マスコミ取材を予定しており、既に数社のマスコミから撮影の申し込みを受け付けております。ご理解とご協力をよろしくお願いします。

○木下部会長

委員の皆様には、部会運営にご協力いただきましたことに感謝申し上げます。

それでは、第4回滋賀県最低賃金専門部会は、終了いたします。

お疲れ様でした。